労働者派遣契約書（案）

北海道（以下「甲」という。）と　　　（以下「乙」という。）とは、労働者の派遣について、次のとおり契約する。

（目的）

第１条　この契約は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）に基づき、乙の雇用する労働者（以下「派遣労働者」という。）を甲に派遣し、甲が派遣労働者を指揮命令して医師事務作業補助及び医局秘書業務（以下「派遣業務」という。）に従事させることを目的とする。

（総則）

第２条　甲及び乙は、この契約の履行に際し、労働者派遣法その他関係法令等を遵守するものとする。

２　乙は、この契約の目的を達成するために、必要な能力、知識及び経験を備える派遣労働者を甲に派遣しなければならない。

３　乙は、派遣労働者が甲の指揮命令に従い、甲の職場における諸規程等を遵守するように、教育、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

４　この契約の処理に当たっては、この契約書に定めるもののほか別紙1の労働者派遣業務処理要領によるものとする。

５　労働者派遣法改正による文言修正又は変更契約を行うことがある。

（派遣期間）

第３条　派遣期間は、令和６年４月１日から令和７年３月31日までとする。

（就業条件）

第４条　派遣労働者の就業条件は、次のとおりとする。

1. 業務内容

ア　医師事務作業補助者

　　（ｱ）診断書などの文書作成補助

　　（ｲ）診療記録への代行入力

　　（ｳ）医療の質向上に資する事務作業

　　（ｴ）行政上の業務

　　（ｵ）その他医師事務作業補助に関する業務

　　イ　医局秘書業務

　　（ｱ）医師のアポイントメント・スケジュール管理関係業務

　　（ｲ）医局運営補助業務

　　（ｳ）診療関係文献複写依頼業務

　　（ｴ）医師出張手配補助業務

　　（ｵ）行政上の業務

　　（ｶ）その他医師負担軽減に係る業務

(2) 就業場所

労働者派遣業務処理要領のとおり

(3) 派遣人数

労働者派遣業務処理要領のとおり

(4) 就業時間

　　ア　午前８時45分から午後５時30分まで（休憩時間：午後０時から午後１時まで60分）

　　イ　緑ヶ丘病院においては、午前８時30分から午後５時15分まで（休憩時間：午後０時30分から午後１時30分まで60分）

　　ウ　時間外の就業がある場合は、１日４時間、月45時間、年360時間を限度とする。

(5)　就業日

原則、月曜日から金曜日までの毎日（次に掲げる日を除く。）ただし、就業日以外の就業がある場合は、派遣元事業場における36協定により定められている範囲とする。

ア　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ　12月29日から翌年の１月３日まで（アに掲げる日を除く。）

（派遣単価）

第５条

（１）前条第１項アの業務に従事する派遣労働者の派遣単価は、実働時間１時間当たりにつき○○円とし、当該単価に消費税及び地方消費税相当額を加算する。

（２）前条第１項イの業務に従事する派遣労働者の派遣単価は、実働時間１時間当たりにつき○○円とし、当該単価に消費税及び地方消費税相当額を加算する。

（就業状況の通知等）

第６条　甲及び乙は、派遣労働者ごとの１月間の就業状況について、労働者派遣業務処理要領のとおり確認するものとする。

（派遣料金の請求及び支払）

第７条　乙は、前条の確認を完了したときは、次に掲げる就業の区分ごとの１月間における派遣労働者の実働時間の合計時間（１時間未満の端数がある場合には、30分未満の端数は切り捨て、30分以上の端数は切り上げる。）にそれぞれの区分に定める額を乗じて得た金額を合計した金額に当該金額の100分の10に相当する消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「派遣料金」という。）を甲に請求するものとする。

(1) 就業日

　　ア　就業時間内の就業

　 派遣単価の額

　　イ　就業時間外の就業

　　　　派遣単価に100分の125を乗じて得た額（当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上１円未満の端数を生じたときはこれを１円に切り上げるものとする。）

(2) 就業日以外の日

　　　派遣単価に100分の135を乗じて得た額（当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上１円未満の端数を生じたときはこれを１円に切り上げるものとする。）

２　甲は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に当該派遣料金を乙に支払うものとする。

３　甲は、その責めに帰すべき理由により前項の派遣料金の支払が遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

４　派遣料金の支払場所は、北海道病院事業企業出納員の勤務の場所とする。

（権利義務の譲渡等）

第８条　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（派遣先責任者等）

第９条　甲は、派遣先責任者、派遣労働者を直接指揮命令する者及びこの契約に係る事務処理等を担当する業務担当員を定め、乙に通知するものとする。これらの派遣先責任者等を変更した場合も、同様とする。

（派遣元責任者等）

第10条　乙は、派遣元責任者及びこの契約に係る事務処理等を担当する業務処理責任者を定め、甲に通知するものとする。これらの派遣元責任者等を変更した場合も、同様とする。

（業務処理責任者の変更請求等）

第11条　甲は、業務処理責任者が、この契約の処理上著しく不適当と認められるときは、その理由を付した書面により、乙に対し、その変更を請求することができる。

２　乙は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を甲に通知しなければならない。

（派遣労働者の交代）

第12条　甲は、派遣労働者が派遣業務の従事に当たり、遵守すべき甲の業務処理方法等に従わない場合又は業務処理の能率が著しく低いと認められる場合は、その理由を付した書面により、乙に派遣労働者の交代を要請することができる。

２　乙は、前項の要請があったときは、速やかに必要な措置を講じ、その結果を甲に通知しなければならない。

（苦情処理）

第13条　甲及び乙は、派遣労働者から苦情の申出を受ける者を定め、相互に通知するものとする。苦情の申出を受ける者を変更した場合も同様とする。

２　甲又は乙の前項の者が苦情の申出を受けたときは、甲及び乙の密接な連携の下に、その迅速かつ適切な処理を図るものとする。

３　前項により苦情を処理した場合には、甲又は乙は、その結果について必ず派遣労働者に知らせなければならない。

４　甲及び乙は、自らその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図るものとする。

（安全衛生等）

第14条　甲及び乙は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び労働者派遣法第44条から第47条の4までの規定に定める規定を遵守し、自己に課された法令上の責任を負い、派遣労働者の労働基準、安全衛生等の確保に努めるものとする。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、派遣先の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、派遣元の安全衛生に関する規定を適用する。

２　甲は、採光・空調等に配慮するなど派遣労働者の快適な作業環境の確保に努めるとともに、感染予防対策として、必要に応じマスク、手指の消毒等の提供及び使用を指示するものとする。

３　乙は、派遣労働者を派遣する前に、雇入れ時の安全衛生教育を実施するものとする。

（出張等に要する費用）

第15条　甲の指示により派遣労働者が派遣業務の都合により出張又は外勤する場合には、甲は当該出張又は外勤に要した費用を負担するものとする。

（派遣労働者の福祉の増進のための便宜の供与）

第16条　甲は、派遣労働者に対し、甲が雇用する労働者が通常利用している休憩室、更衣室及びロッカーについて利用することができるよう便宜供与することとする。

（労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置）

第17条　甲及び乙は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行った場合には、派遣労働者の雇用の安定を図るため、次の各号のとおり、措置を行うものとする。

(1) 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ

甲は、専ら甲に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、乙の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって乙に解除の申入れを行うこととする。

(2) 就業機会の確保

甲及び乙は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、甲での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

(3) 損害賠償等に係る適切な措置

甲は、甲の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い乙が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。乙が当該派遣労働者を休業させる場合は休業手当に相当する額以上の額について、乙がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、甲による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより乙が解雇の予告をしないときは30日分以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。その他甲は乙と十分に協議したうえで適切な善後処理方策を講ずることとする。また、甲及び乙双方の責に帰すべき事由がある場合には、甲及び乙のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

(4) 労働者派遣契約の解除の理由の明示

甲は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、乙から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を乙に対し明らかにすることとする。

（契約の解除）

第18条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 委託業務の処理が著しく不適当であると明らかに認められるとき。

(2) その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に派遣料債権を譲渡したとき。

(4) 第20条に規定する理由によらないでこの契約の解除の申出をしたとき。

(5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用等をしていると認められるとき。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　受託者がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

２　甲は、前項に定める場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

第19条　甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 乙が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条及び第22条において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第17条において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第３条第２項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。

(2) 乙が納付命令（独占禁止法第６２条第１項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第20条において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消されたときを含む。）。

(3) 乙が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(4) 乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。

(5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における乙に対する命令とし、これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。）により、乙に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第７条の２第１項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第165条第１項若しくは第165条の２の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。

(6) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第１　項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第１項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の６若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

第20条　乙は、甲の責めに帰すべき理由によりこの契約を履行することができないと認められるときは、この契約を解除することができる。

（損害賠償）

第21条　第18条第１項の規定に基づきこの契約を解除された場合において、甲に損害があるときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

２　前条の規定に基づきこの契約を解除された場合において、乙に損害があるときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。

３　乙又は派遣労働者の責めに帰すべき理由により派遣業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、乙は甲に対しその損害を賠償しなければならない。

４　前各項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

５　乙又は派遣労働者が派遣業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

第22条　乙は、この契約に関して、第19条各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として毎月の派遣料金の合計額の10分の２に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第１号から第５号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項第３号に規定するものであるとき又は同項第６号に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第６項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

２　前項に規定する賠償金のほか、確定していない派遣料金に係る賠償金については、当該派遣料金が確定した都度、前項の規定中「毎月の派遣料金の合計額」とあるのは「毎月の派遣料金」と読み替えて、同項の規定を適用する。

３　甲は、実際に生じた損害の額が前２項の賠償金の額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

４　第１項及び第３項の規定は、この契約の派遣期間終了後においても適用があるものとする。

（相殺）

第23条　甲は、乙に対して金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する派遣料金請求権その他の債権と相殺することができる。

（履行不能の場合の措置）

第24条　乙は、乙の責めに帰すべき理由以外の理由により派遣業務の全部又は一部について履行不能となったときは、直ちに甲に通知し、甲の指示に従わなければならない。

（契約内容の変更）

第25条　甲が必要と認めたときは、乙と協議の上、契約内容を変更することができる。

（消費税及び地方消費税の変更）

第26条　この契約の締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）の改正に伴い、消費税及び地方消費税の変更が生じた場合は、変更契約を締結する。

（秘密保持）

第27条　乙は、派遣業務の処理に関し、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

２　乙は、派遣労働者その他乙の従業員が派遣業務の処理に関し、知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。派遣労働者その他乙の従業員でなくなった者についても同様とする。

（個人情報の保護）

第28条　乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（金銭、有価証券等の取扱い）

第29条　甲は、派遣労働者に対し、金銭、有価証券等の取扱いをさせないものとする。

（甲が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置）

第30条　甲は、派遣労働者の派遣期間においては、乙に雇用されている当該派遣労働者を雇用することはできない。

２　甲が派遣労働者の派遣期間終了後に、当該派遣労働者を雇用しようとするときは、派遣期間終了の２か月前までに予め乙にその旨文書で通知しなければならない。

３　前項により甲から通知を受けた場合、乙は、当該派遣労働者の希望を最優先に対処しなければならない。ただし、甲における雇用の条件の提示、雇用申込の受託の可否の通知等は甲、当該派遣労働者間で行うものとする。

（管轄裁判所）

第31条　この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の

裁判所とする。

（協議）

第32条　この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

　この契約を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

　　令和　　年　　月　　日

甲　北　海　道

北海道病院事業管理者　鈴木　信寛 　　　印

乙　住　　　所

氏　　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（許可番号　　　　　　　　　　　　　）

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙は、この契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。

２　乙は、その使用する者が、この契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を他に漏らさないようにしなければならない。

３　前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（目的外収集・利用の禁止）

第３　乙は、この契約による業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、当該業務の目的の範囲内で行うものとする。

（第三者への提供制限）

第４　乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第５　乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製をしてはならない。

（提供資料等の返還等）

第６　乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後、速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第７　甲は、乙が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償

　の請求をすることができるものとする。

（従事者への周知）

第８　乙は、この特記事項の内容を派遣労働者その他乙の従業員に周知徹底するものとする。